

伊賀・山城南・東大和定住自立圏ロゴマーク使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、伊賀・山城南・東大和定住自立圏（略称：伊賀城和定住自立圏）（以下「伊賀城和定住自立圏」という。）の効果的なPRを図るため、伊賀城和定住自立圏ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、伊賀市に属する。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、申請を省略することができるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共団体又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) 民間団体等が伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会から後援及び共催を受け、事業を実施する目的で使用する場合
- (4) その他会長が承認を要しないと認めた場合

(承認の要件)

第4条 会長は、ロゴマークを使用する事業が伊賀城和定住自立圏の活性化に寄与し、その趣旨に沿うものであると認める場合は、使用承認をするものとする。

2 会長は、ロゴマークの使用目的が次のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 個人若しくは団体のマーク又は商標など、独占的に使用されるおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合

- (3) 伊賀城和定住自立圏のイメージを損なうおそれのある場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の政治、思想、宗教活動に繋がるおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場
合
- (7) その他、ロゴマークの使用目的に鑑みて不適當である場合

（承認等の通知）

第5条 会長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、申請者
に対して、使用承認通知書（様式第2号）又は使用不承認通知書（様式第3号）により
通知するものとする。この場合において、会長は、必要な条件を付すことができる。

（使用期間）

第6条 ロゴマークの使用期間は、最長で1年間とする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 前条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる
事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと
- (2) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の
提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内
容変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用状況の報告等)

第10条 会長は、第5条第1項の規定により、使用の申請を省略したものに対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

2 会長は、ロゴマークの使用者に対し、使用状況について報告を求め、又は実地検査を行うことができる。

(承認の取り消し)

第11条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、ロゴマークの使用中止、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要領に定める事項に違反した場合
- (2) 使用者は使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他会長が適当でないと認めた場合

(責任の制限)

第12条 前項の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、伊賀市はその責めを負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、伊賀市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第13条 ロゴマークの使用承認に関する事務は、伊賀市企画振興部総合政策課において処理する。

附 則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)